

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10万円 / 世帯) のご案内

住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

▶ 問合せ 役場福祉課

■ 対象世帯と手続き方法 (ア・イのいずれか)

ア. 世帯全員が住民税(均等割)非課税の世帯

① 令和3年度非課税世帯 申請期限: 令和4年9月30日(金)

2月15日号広報にて既にご案内した内容です。
多くの方が受給済みですが、受給していない人は至急福祉課社会福祉担当へご連絡ください。



● 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から武豊町にお住まいの場合

令和3年12月10日時点で武豊町にお住まいの対象世帯と思われる人で、
確認書の返送がお済でない人は役場福祉課にご連絡ください。

今年の1~2月に給付内容や
確認事項が書かれた確認書を
既にお届けしています

申請が必要

● 世帯の中に、令和3年1月2日以降で武豊町に転入した人がいる場合

令和3年12月10日時点で武豊町にお住まいの対象の人は、申請書に必要
事項を記入して、添付資料と一緒に、福祉課までご提出ください。

② 令和4年度非課税世帯 これまでに本給付金を受給された世帯は対象外です。

● 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から武豊町にお住まいの場合

令和4年6月1日時点で武豊町にお住まいの対象世帯と思われる人には、
給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、返送してください。



確認書の
返送が必要

確認書が届いたらご確認ください 【以下の(1)~(3)を全て満たしていること】

- (1) 令和3年度給付金を受給していないか
- (2) 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないか
- (3) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である人はいないか



● 世帯の中に、令和3年12月11日以降で武豊町に転入した人がいる場合

申請期限: 令和4年12月9日(金)

令和4年6月1日時点で武豊町にお住まいの対象の人は、申請書に必要事項を
記入して、添付資料と一緒に、役場福祉課までご提出ください。



申請が必要

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」※となった世帯 (家計急変世帯)



申請期限: 令和4年9月30日(金)

これまでに本給付金を受給された世帯は対象外です。

申請が必要

※ 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入 × 12か月分)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

※ 令和4年度住民税確定後(令和4年6月1日以降)は、令和3年1月から12月の任意の1か月による申請はできません。

本給付金を受け取るには、申請が必要です。「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」に必要事項を記入して、添付書類と一緒に直接または郵送にて福祉課社会福祉担当へご提出ください。



新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により申請する等不正に受給した場合は、給付金を返還していただきます。

★ 申請書のダウンロードや手続きの詳細は町ホームページをご覧ください

【武豊町】福祉課 社会福祉担当

☎ 72-1111 (平日 8:30 ~ 17:15)
※ 水曜日は 19:15 まで開庁しています

【内閣府】住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
0120-526-145 (平日 9:00 ~ 20:00)